

高第271号  
令和6年6月4日

各介護老人保健施設運営法人代表者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」の一部改正について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、標記のことについて、厚生労働省から通知がありましたので、お知らせします。

所 属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係		
係 長	垣 本	担 当	信 田
電 話	058-272-1111 内 3468		
F A X	058-278-2639		
E-mail	<a href="mailto:c11215@pref.gifu.lg.jp">c11215@pref.gifu.lg.jp</a>		